

鹿屋市告示第 91 号

鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男



令和 8 年 3 月 19 日 決 裁

鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電力価格高騰で影響を受けている農業水利施設を管理する土地改良区の負担軽減を図るため、土地改良区に対し予算の範囲内において鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年度電気料 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに次条に規定する補助事業者が支払った電気料金の総額をいう。
- (2) 令和7年度電気料 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに次条に規定する補助事業者が支払った又は支払う見込みのある電気料金の総額をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、国、県等が造成した農業水利施設を管理し、かつ、市内に受益地を有する土地改良区とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、令和7年度電気料とする。ただし、受益地が2以上の市町にまたがっている補助事業者（以下「複数地域補助事業者」という。）に係る補助対象経費は、次の各号に定める算式によって算出した費用の合計とする。

- (1) $(\text{令和7年度電気料} \times 5\%) \div \text{受益地がまたがっている市町の数}$
- (2) $(\text{令和7年度電気料} \times 95\%) \times \text{複数地域補助事業者に係る市内の受益地の面積} \div \text{複数地域補助事業者に係る全体の受益地の面積}$

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から令和3年度電気料（ただし、複数地域補助事業者にあつては、前条ただし書きの規定を準用して算出した費用の合計とする。）を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円

未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 国、県その他公共団体等から令和7年度電気料に対する補助を受けている場合は、前項で算出した額から同額を控除する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和3年度電気料及び令和7年度電気料の支払い額が分かる書類
- (2) 国、県その他公共団体等から令和7年度電気料に対する補助を受けている場合は、その交付決定通知書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請書の提出期限は、令和8年9月30日までとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、請求書（別記第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が申請書及びその添付書類に虚偽の記載をし、又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 第9条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金交付申請書

鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

①令和7年度 電気料 (※1)	②令和3年度 電気料 (※1)	③補助基本額 【①-②×1/2】 (1,000円未満切り捨て)	④その他補助 の額 (※2)	⑤交付申請額 【③-④】 (1,000円未満切り捨て)
円	円	円	円	円

※1 受益地が2以上の市町にまたがっている土地改良区にあっては、①及び②それぞれの年度の電気料については、次の各号に定める算式によって算出した費用の合計を記載すること。

(1) (当該年度電気料×5%)÷受益地がまたがっている市町の数

(2) (当該年度電気料-前号の算式によって算出した費用)×当該土地改良区に係る市内の受益地の面積÷当該土地改良区に係る全体の受益地の面積

※2 国、県その他公共団体等から令和7年度電気料に対する補助を受けている場合は、その補助の額を記載すること。

2 国、県その他公共団体等からの補助の有無（該当箇所には☑）

☐ 無し ☐ 有り（下記3(2)の書類を添付）

3 添付書類

(1) 令和3年度電気料及び令和7年度電気料の支払額が分かる書類

(2) 国、県その他公共団体等から令和7年度電気料に対する補助を受けている場合は、その交付決定通知書

(3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金交付決定
及び交付確定通知書

鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金について、鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付の条件等

鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第3号様式（第8条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号の鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金交付決定及び交付確定通知書に基づく鹿屋市農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

住所

氏名

印

鹿屋市長 様

金融機関名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
支 店 名	本店・支店・支所・代理店・出張所
口座区分	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	